

公益法人関連事業評価書（第三者分配型補助金等）

平成 18 年 3 月

評価対象（事業名）	育児休業労働者等支援交付金	
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	3	働きながら子どもを産み育てることを容易にする雇用環境を整備すること
	II	育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること

(2) 事業の概要

事業内容					
<p>労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備を推進するため、事業所内の託児施設の設置・運営、代替要員の確保等による育児休業を取得しやすい職場環境の整備、小学校入学前までの勤務時間の短縮等の措置の導入等により、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への給付金の支給を行うとともに、育児、介護等を行う労働者等に対する相談援助、育児等によりいったん退職し、再び職業に就くことを希望する者への再就職準備の支援等の事業を行っている。</p> <p>なお、給付金の支給をはじめ、これらの事業に要する費用については、育児・介護休業法第 45 条に基づき、同法第 36 条により指定された（財）21 世紀職業財団に対し、相当する金額を交付しているところである。</p>					
<p><参考></p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）（交付金）</p> <p>第四十五条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p>					
関連公益法人名					
（財）21 世紀職業財団					
財政状況					(単位：百万円)
	H14	H15	H16	H17	H18
国から交付された補助金等	5,316 (決算額)	5,292 (決算額)	4,059 (決算額)	4,595 (予算額)	4,481 (予算案)
第三者分配比率 (%)	53.5%	63.9%	54.0%		

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析			
(必要性)			
<p>子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の雇用の継続及び育児等による退職者の再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るためには、育児休業、介護休業等の制度の整備のみでは十分とは言えず、制度を利用しやすい職場環境の整備や事業主・労働者のニーズにきめ細やかに対応するなど、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備を推進する事業を体系的・総合的に構築する必要がある。</p>			
(効率性、有効性等)			
<p>職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備として、両立支援に取り組む企業への給付金の支給、育児、介護等を行う労働者等に対する相談援助等の事業を、職業生活と家庭生活との両立支援に関する専門的知識、経験を有する(財)21世紀職業財団において、体系的・総合的に行わせることにより、個別の企業の雇用管理に踏み込んだ相談援助や、育児、介護等に関する各種サービスについての多様な情報提供など、行政的手法で行うよりもきめ細やかで、効率的な業務の推進が図られており、職業生活と家庭生活との両立を図りやすい環境の整備が効率的、効果的に進められている。</p>			
<p>特に、給付金の支給については、職業生活と家庭生活との両立支援に関する専門的知識等を有する(財)21世紀職業財団において、雇用管理についての相談援助等と併せて行うことにより、より効果的に企業における両立支援制度の整備・定着が進められている。</p>			
<参考>			
育児・介護雇用安定等助成金支給実績(千円)	H14	H15	H16
	2,842,760	3,380,650	2,193,589
育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業における情報提供件数(件)	H14	H15	H16
	290,240	277,613	299,096
評価結果(政策的必要性を始めとした合理的理由)			
<p>当該事業は、(財)21世紀職業財団を通じ、職業生活と家庭生活との両立を図りやすい環境の整備のため、各種事業を体系的・総合的に(財)21世紀職業財団において行うことにより、「育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること」という施策目標の達成に大きく寄与していると考えられることから、今後も引き続き実施していくことが適当である。</p>			
<p>特に、人口減少社会を迎える中、少子化対策としても、また、労働力人口減少への対応としても、企業における両立支援への取組を強力に進める必要があり、給付金の支給による企業への支援は、今後も重要な支援策の1つであるため、引き続き実施することが適当である</p>			
<参考>			
・育児休業取得率	H11	H14	H16
男性	0.42%	0.33%	0.56%

女性 58.4% 64.0% 70.6%

・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率	H11	H14	H16		
	7.0%	9.6%	10.5%		
・女性の労働力率（30～34歳）	H13	H14	H15	H16	H17
	58.8%	60.3%	60.3%	61.4%	62.7%

3. 特記事項

規制改革・民間開放3か年計画（再改訂）（平成18年3月31日閣議決定）において、「21世紀職業財団の業務全般について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する」とされているところ。